

漁業法第31条の規定による漁獲量の公表について
(京都府漁船漁業等 (日本海))

漁業法第31条の規定により、京都府漁船漁業等 (日本海) におけるくろまぐろ (大型魚) の漁獲量等を公表します。

令和6年6月21日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
京都府漁船漁業等 (日本海)
- 2 知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合
132% (A/B)
※漁獲量 : 0.132 トン (A)
漁獲可能量 : 0.1 トン (B)
- 3 漁獲量が漁獲可能量を超えると見込まれる時期
超過済